

静岡県における武道の安全指導に向けた取組と、指導者の指導充実・資質向上の取組について

静岡県教育委員会

静岡県は日本のほぼ中央に位置し、北部には国内最高峰の「富士山」をはじめとする3000m級の山々からなる山岳地帯がある一方で、南部は国内最深の「駿河湾」をはじめとする海に面しており、バラエティに富んだ自然に囲まれています。

スポーツイベントも数多く予定されており、2019年のラグビーワールドカップ開催をはじめ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは県内伊豆市にて自転車競技も開催されます。

また、静岡県は全国トップクラスの健康長寿県であり、食事・運動・社会参加を柱とした取組を進めています。



万葉集 山部赤人「天地の分かれし時ゆ〜」の歌碑と富士山

1 はじめに

静岡県は県内172校の中学校（政令市を除く）があり、そのほぼ8割が柔道、2割が剣道、一部で相撲等を選択し、授業を行っている。

中には、剣道のみを選択している市町もあるなど、地域の特性に合わせた武道の授業が実践されている。

2 安心して武道の授業が行えるための取組

平成20年3月、学習指導要領の改訂の告示により平成24年度から武道が必修化されることになり、武道の安全面や指導方法・指導力の向上などが大きくクローズアップされた。

平成24年度には、安全に留意した柔道授業が行えるように「柔道授業の安全な指導のための留意点（柔道事故ゼロをめざして）」を作成し、静岡県の柔道指導の指針を示した。（資料1参照）

そのような課題に対して、静岡県教育委員会は平成21年度に柔道では県柔道協会と連携して指導用DVDを作成し、剣道では（財）全日本剣道連盟が発刊している指

—柔道事故0を目指して— 中学校武道必修化に伴う静岡県柔道安全指導指針

静岡県教育委員会

柔道の授業を行う上で、相手を尊重するなどの武道の精神を重んじ、生徒の発達段階や個人差を踏まえ、安全の確保に十分留意した指導を行うことは、極めて重要である。各学校では、平成24年3月9日付け文部科学省スポーツ・青少年局長から示された「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底」に基づき、適切に対応するとともに、本県が特別に定める以下の内容を守り、柔道授業における事故防止に万全を尽くす。

- 1 全学年について
 - (1)相手と組ませる際は、体格差や技能差の異なる生徒同士を組ませない。
 - (2)技をかける者・かけられる者とも「頭を打たない・打たせない」などの安全に配慮した段階的な指導を行う。特に後方に受け身をとる場合は、細心の注意を払い指導する。
 - (3)健康状態の把握に努め、運動することが可能かどうか、適切な判断と処置を行う。
 - (4)投げ技においては、頭部外傷の事故が予想される「大外刈り」は取り扱わない。

※学習指導要領解説に示している大外刈りなどの技については、あくまで例示であり、記載された全ての技を取り扱わなければならないというものではない。各学校においては、生徒のこれまでの経験や技能、体力の実態、施設設備の状況等を十分踏まえて取り扱う技を決定することが重要である。

 - (5)試合については、「投げ技を用いた試合（ごく簡単な試合を含む）」は実施しない。
- 2 第1学年及び第2学年について
 - (1)投げ技においては受け身の習得に重点を置き、安全に十分注意し「かかり練習」や「約束練習」まで行うことができる。
 - (2)固め技においては「ごく簡単な試合」まで行うことができる。
 - 3 第3学年について
 - (1)投げ技においては生徒の学習状況、技能の上達の程度を十分に踏まえ、使用する技を限定し、「受け身を重視した自由練習」まで行うことができる。
 - (2)固め技においては第1学年及び第2学年同様、「ごく簡単な試合」まで行うことができる。

※「かかり練習」：技に入る動作までを繰り返し練習し、技に入るタイミングや形を習得する。

※「約束練習」：かかり練習で習得した技を、互いに約束した動きの中で行い、受け身のとり方を確認し、投げる感覚や技に入るタイミングなどを習得する。

資料1

また、平成24年度から平成27年度にかけては、国の委託事業を受け、実技指導協力者派遣（以下協力者）及び巡回指導等を県内武道団体と連携して実施し、指導経験が不足している教員や指導に不安

3 指導者の指導充実と資質向上の取組

指導者の指導充実と資質向上を目指した取組における、協力者派遣事業及び巡回指導を担当された講師の先生方の指導内容の一部と、指導を受けた教員の感想を紹介する。

(1)「教師の気持ちの安定」

安全指導では、学習環境（道場の環境）、生徒の様子（学ぶ姿勢・精神状態）、教師の姿勢（準備・精神状態）について触れられ、生徒の様子を丁寧に観察するとともに、教師の気持ちが安

を感じている教員に対する指導補助をするとともに、武道の学校体育指導者講習会を開催し、より一層安全に配慮した指導が展開されるよう取り組んできた。

定していることの大切さに注意を払われた。

授業中にトラブルがあったり、生徒指導上の問題があるなどして教師の気持ちが乱れることがある。怪我等の事故が起こった時に、とっさの判断や対応をするために教師の気持ちの安定は大切であり、また、授業の場をいわゆる制する（学ぶ場として落ち着いた雰囲気をつくる）という意味でも大切であると、指導があった。

(2)「武道は楽しく」

武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方を生徒に理解させるために、授業がどうしても堅苦しい雰囲気になりがちである一方、技の習得や攻防の場面では専門家ならではの工夫された練習方法などを紹介され、生徒が楽しく武道に触れられるよう指導があった。

剣道では、刃筋を感覚で捉えるために竹刀による新聞切りを取り入れたり、柔道では、固め技で骨関節の抑え方を工夫すると、強い力を使わなくても抑え込みができるなど、生徒が興味をもって取り組むことができることや、各武道の特性も味わうことができる授業を行った。

(3)実技指導協力者派遣・巡回指導を受けて（報告書より抜粋）

○深い知見をもつ指導者の専門的かつ分かりやすい説明や模範演技などにより、生徒の柔道への興味・関心をより高めるとも

に、楽しみながら柔道の基本動作等を身につけることができた。

○武道（柔道）の授業を生徒が安全で楽しく意欲的に活動する手立てとして、知っておいた方がよい柔道の特性・礼法・歴史・道衣の着方（帯の締め方）等を細かく教え、理解させることができた。和装を着る機会が少なくなつた今、和装を着た時、畳の上でのマナーなどを教えていただき、浴衣を着たイメージをもつ生徒も見られた。

○授業の始まる前に、「怖い」「痛そう」などのイメージを持った生徒が多かったが、授業が終わった時の振り返りでは、「日本の伝統を知れて良かった」「受け身が普段の生活にも活用することがわかったし、いざという時に使いたい」「技をかけてみたかった」等の意見が得られ、柔道に興味関心をもてる授業を行うことができた。

○生徒が意欲的に取り組むだけでなく、教員も指導技術等を学ぶ

実技指導協力者派遣事業の指導の様子（剣道）



実技指導協力者派遣事業の指導の様子（柔道）



好評発売中！

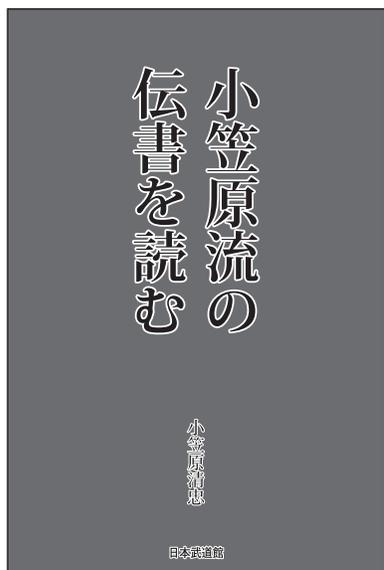
小笠原清忠 (弓馬術礼法小笠原教場三十一世宗家) 著

小笠原流の伝書を読む

鎌倉時代から江戸時代にいたる武家礼法で、弓術、弓馬術と結びついた小笠原流。まずは小笠原家の歴史をその起源から概観し、続いて礼法の総論を述べる。さらに小笠原家に伝わる『修身論』や『体用論』などの伝書や教歌を繙いていく。伝書や教歌の原文を記して、その教えが現代にどう活かされるのかを具体的事例を挙げながら解説。

「礼に始まり礼に終わる」 武道修業者必読の一書。

四六判・上製・322頁 本体2400円＋税



目次

第一章	小笠原流の歴史
1	小笠原家の起源
2	草鹿式の意味
3	鎌倉・安土桃山の小笠原家
4	江戸期の小笠原家
5	明治以降の小笠原家
第二章	小笠原流の教え
1	礼に始まり礼に終わる
2	武道と術
3	礼法とは
4	心と形
第三章	糾法とは
1	法とは何か
2	三綱五常
3	九つの「きょう」法
4	六芸
5	糾方入門之巻
第四章	小笠原流の伝書 修身論
1	修身論序
2	朴儀規抄
3	真行草
4	朴儀規抄に見る物の扱い方
5	換骨法
第五章	小笠原流の伝書 体用論
1	体用論とは
2	体用論の教え
第六章	小笠原流の教歌
あとがき	

実技指導協力者派遣事業の指導の様子（弓道）



ことができ、大変有意義であった。

○教員の指導力向上と生徒の技能向上に加え、客観的な評価を行うことができた。

○自分の経験が浅いので、経験の

有無にかかわらず指導ができるようにしていきたい。

○学校の目標でもある「時を守り、場を清め、礼を正す」を剣道の心と重ね、意識して行動するようにした。道場に入るとき

4 おわりに

静岡県では、「安全指導」「指導充実・資質向上」の二本柱で武道の授業実践に取り組んできた。巡回指導を行った学校の授業の様子からも、教師の安全に対する意識の高さを感じることができた。今後も、継続した取組を行ってきたい。

課題は、教師の指導力の向上である。平成24年度から行っている指導協力者派遣事業・巡回指導の各武道団体の指導者からの報告から、特に経験の浅い教員の各武道

の礼や相手に対する礼、心を落ち着かせ授業に臨む態度などを養うことができた。

○事前アンケートでは柔道の授業に対して、「つまらない」「怖い」という思いを抱いていた生徒が約4割であったが、事後アンケートでは約2割に減少した。

○武道の授業がねらいをしつかりとつかませながら、楽しい授業の構成に苦勞しているが、巡回指導の講師の先生とお話をしていると、自分が焦って授業をしていたことが理解できた。

県としては、そのような現場の実態を考え、指導協力者の増員や、巡回指導の回数を増やすなどの対策を行い、支援を整えていきたい。

編集・発行 日本武道館

〒102-8321 東京都千代田区北の丸公園2-3
ホームページhttp://www.nipponbudokan.or.jp

お問い合わせ・ご注文は
日本武道館出版広報課
までどうぞ！

TEL03(3216)5147
FAX03(3216)5158